

製品等の宣伝を目的として当院を訪問される事業者へのお願い

院内の安全管理及び秩序の維持を図るため、製品等の宣伝を目的として当院を訪問される事業者様に①～⑤を遵守していただきますようお願いいたします。

① 職員、入院・外来患者さんへの各種保険の加入促進を目的とした営業や不動産販売営業などの病院事業に関係がない個人を対象とした勧誘活動はご遠慮ください。（原則禁止としております。）

※ 既に職員が加入している保険で契約変更に係る手続等のため職員側からの要請により訪問する場合などは該当しません。

※ 簡単なチラシ等の配布については当院が内容に問題がないと認めた場合で、総務課が職員へ配布することを条件に受け付けます。

② 院内で製品の宣伝活動を行う際は、社名入りの名札を見やすい位置に着用していただくようお願いいたします。

③ 事前に宣伝活動の対象となる職員へアポイントメントを取ったうえで当院へ訪問していただきますようお願いいたします。

④ 訪問時間は当院又は職員の指示がない限り、原則、午後1時から午後5時の間とし、面談場所は当院指定の場所で行います。

※ 物品調達等に関する契約による納品、各種打ち合わせ、又は医療機器若しくは材料の説明など、当院からの要請のため訪問される事業者は除きます。

⑤ 患者さんへの迷惑行為、又は病院業務の妨げになる行為をした場合は今後、訪問をお断りします。

平成30年5月21日
上天草市立上天草総合病院
病院長 脇田 富雄